

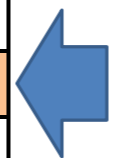
# 第9期介護保険事業計画(令和6(2024)～8(2026)年度)における介護保険料率等の変更について

## 第9期堺市第1号被保険者 介護保険料(案)

**暫定値**

## 第8期堺市第1号被保険者 介護保険料(現行)

所得段階区分	所得段階別対象者	第9期 保険料率 (参考8期ベース)	第9期 年間保険料額 (参考8期料率ベース)	第9期 月額換算 (参考8期料率ベース)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給、または生活保護受給	0.3	¥26,910	¥2,243
	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以下	0.47	¥42,150	¥3,513
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円超	0.7	¥62,780	¥5,232
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下	0.9	¥80,720	¥6,727
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円超	1	¥89,680	¥7,473
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以下	1.18	¥105,830	¥8,819
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.3	¥116,590	¥9,716
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	¥134,520	¥11,210
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.67	¥149,770	¥12,481
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.84	¥165,020	¥13,752
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.01	¥180,260	¥15,022
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.18	¥195,510	¥16,293
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.31	¥207,170	¥17,264
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.44	¥218,820	¥18,235
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.47	¥221,510	¥18,459
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.5	¥224,200	¥18,683
第17段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	新設		
第18段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が2,000万円以上	新設		



所得段階区分	所得段階別対象者	第8期 保険料率 (軽減後)	第8期 年間保険料額	第8期 月額換算
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給、または生活保護受給	0.3	¥24,450	¥2,038
	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以下	0.47	¥38,300	¥3,192
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が120万円超	0.7	¥57,040	¥4,753
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円以下	0.9	¥73,340	¥6,112
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、前年中の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が80万円超	1	¥81,480	¥6,790
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円以下	1.18	¥96,150	¥8,013
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.3	¥105,930	¥8,828
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	¥122,220	¥10,185
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.67	¥136,080	¥11,340
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.84	¥149,930	¥12,494
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.01	¥163,780	¥13,648
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.18	¥177,630	¥14,803
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.31	¥188,220	¥15,685
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.44	¥198,820	¥16,568
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.47	¥201,260	¥16,772
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上	2.5	¥203,700	¥16,975

※ 第8期…令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の介護保険事業計画期間

今後、報酬改定等を反映し、設定

※ 第9期…令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の介護保険事業計画期間  
 ※ 各所得段階の年間保険料額は、基準額に保険料率を乗じて得た額の10円未満の端数を切上げ。月額換算は、年間保険料額を12で除して得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を参考として記載。

### 第9期堺市第1号被保険者介護保険料の改定に係る考え方について

#### ① 負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分の設定

介護保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大します。より安定的な介護保険制度の運営のために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分の設定を実施します。

現在の第16段階を細分化し、負担能力に応じた保険料段階を新設します。

課税世帯の保険料率については、今後国から示される報酬改定等の影響を鑑み、料率の見直しを検討します。

#### ② 低所得者対策として公費の投入

低所得者対策として第1段階から第3段階については、公費の投入等により、保険料率を低く抑える予定となっています。